

市川市環境保全条例施行規則の一部改正について

1. 背景（大気汚染防止法施行令の改正）

- ・ 燃焼に伴い生じるばい煙量は、排出ガス量に概ね比例するため、法施行令では、ボイラーや焼却炉など33種類の施設について、排出ガス量との相関を考慮し、一定規模以上のものを「ばい煙発生施設」として規定
- ・ ボイラーは『伝熱面積が10㎡以上、又はバーナーの燃焼能力が重油換算50L/h以上』を規模要件としてきた（伝熱面積要件は昭和43年、バーナー要件は昭和60年に規定）



しかし現在では、伝熱面積と排出ガス量には強い相関があるとはいえず、ボイラーの規模要件を『燃料の燃焼能力が重油換算50L/h以上』に改正（令和4年10月1日施行）

大気汚染防止法施行令 別表第1「ばい煙発生施設」（1）ボイラーの規模

改正後	現行
燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。	伝熱面積が10平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上であること。

2. 市条例施行規則の改正

- ・ 上記33種類の「ばい煙発生施設」のうち、法施行令対象未満である小規模施設について、規模要件を法施行令の半分とし、市条例における「ばい煙に係る特定施設」として規制
- ・ ボイラーは『伝熱面積が5㎡以上、又はバーナーの燃焼能力が重油換算25L/h以上』を規模要件としている



法施行令に倣い、ボイラーの規模要件を『燃料の燃焼能力が重油換算25L/h以上』とする。

市川市環境保全条例施行規則 別表第1「ばい煙に係る特定施設」（1）ボイラーの規模

改正案	現行
燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上であること。	伝熱面積が5平方メートル以上であるか、又はバーナーの燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上であること。

3. 改正スケジュール案

	年月	摘要	備考
令和4年	7月	環境審議会 報告	
	～8月中	市条例施行規則 改正公示	
	公示日 ～9月末	改正に係る周知	Webページ、窓口掲示等
	10月1日	市条例施行規則 改正施行	法と施行日を整合